

「国土強靱化貢献団体」認証制度の改定について

国土強靱化

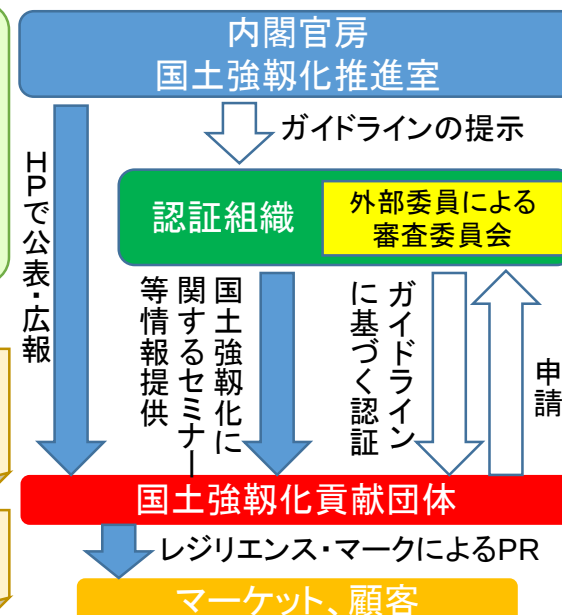
資料 5

現行制度の趣旨・目的

- ・ 国土の強靱化実現のためには、企業・団体等を含めた**社会全体のレジリエンス強化**が必要。
- ・ **企業の事業継続(BCP策定)の取組は、まだまだ浸透していない。**
- ・ BCPを策定して備えておくと、災害時等に事業継続できる可能性が上がる。
⇒ 取引先として有利な条件で選ばれる／低利で融資を受けられる はず。
- ・ **策定の努力や効果は外から見えないため、市場での評価が不十分となりがち。**

・ **事業継続に積極的に取り組んでいる企業・団体等**を「国土強靱化貢献団体」と呼び、**第三者により認証**する仕組みを創設(平成28年)。国民運動としての国土強靱化のすそ野を広げる。

・ 認証制度発足後約2年が経過し、115団体(平成30年3月末現在)が国土強靱化貢献団体として認証され、一定の社会的な認知が進んでいる。



改定の趣旨・目的

- ・ さらに、南海トラフ・首都直下等の巨大災害に際しては、個々の企業の自助のみならず、社会全体での**相互の共助を最大限機能させることが必要。**
- ・ 地域に根差したものも含め広く社会貢献*の観点で評価を行う仕組みを設けてすそ野の広い**社会貢献の取組を促進**することも必要。

・ **骨太方針2018**においても位置づけられているとおり、事業継続に取り組む「国土強靱化貢献団体」のうち**社会貢献に積極的に取り組んでいる企業・団体等**を「**国土強靱化貢献団体(+共助)**」と呼び、**さらなる国土強靱化の取組の幅を広げる。**

* 主として事前防災・減災及び迅速な復旧復興に資する社会・地域貢献に向けたコミュニティ活動等(災害時応援協定の締結、防災に役立つ施設の提供、地域社会と一体となった防災訓練への協力等)の実施を本認証制度では「社会貢献」と呼ぶこととする。

「国土強靱化貢献団体」認証制度の改定について

○ 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準

事業継続(自助)関係(全項目必須)

1	事業継続に係る方針が策定されている	企業の経営理念や経営方針に関連付けられた事業継続方針があること。
2	事業継続のための分析・検討がされている	事業影響度分析及びリスク評価・分析を行い、重要業務とその目標復旧時間を明確にし、資源の脆弱性を把握している。
3	事業継続戦略・対策の検討と決定がされている	2. を踏まえ、目標復旧時間内に重要業務を継続・復旧させる戦略・対策を検討し、決定している。
4	一定レベルの事業継続計画(BCP)が策定されている	目標復旧時間内に重要業務を継続・復旧させるための体制、手順等を示した計画が策定されている。
5	事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている	事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、改善のための見直しが定期的に行われている。
6	事前対策が実施されている	事業継続の実効性を高めるための事前対策が適切に行われている。
7	教育・訓練を定期的に実施し、必要な改善が行われている	事業継続力を高めるための教育・訓練を定期的に実施し、必要な改善が行われている。
8	事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している	事業継続に関する実務を2年以上積んだ実績がある者、または民間の機関が発行する事業継続に関する民間資格を保有する者が事業継続を担当している。
9	法令に違反する重大な事実がない	国土強靱化に係る法令等に関して、違反する重大な事実がない。

社会貢献(共助)関係(任意かつ一項目以上)

10	社会貢献が定められている	大規模自然災害時において行う社会貢献があらかじめ定められ、かつ、公開されている。
11	社会貢献の実績がある	大規模自然災害時において社会貢献の実績がある。
12	従業員等の社会貢献を支援する制度が定められている	大規模自然災害時において従業員等が行う災害ボランティア等の自主的な社会貢献を支援する制度があらかじめ定められ、かつ、公開されている。
13	従業員等が行った社会貢献の実績がある	大規模自然災害時において当該事業者の承諾のもと従業員等が行った災害ボランティア等の自主的な社会貢献の実績がある。
14	上記以外の社会貢献が実施されている	上記と同等レベルの社会貢献があらかじめ定められ、かつ、公開されている、又は実績がある。

改定により追加

○ 認証の種類

事業継続	: 国土強靱化貢献団体
事業継続 + 社会貢献	: 国土強靱化貢献団体(+共助)